

盛岡地区衛生処理組合管内におけるし尿等処理料金及び激変緩和措置について

令和4年8月23日

環境部

1 趣旨

盛岡地域及び都南地域のし尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）は、滝沢市及び雫石町のし尿等と併せて、盛岡地区衛生処理組合（管理者 滝沢市長。以下「組合」という。）において共同処理されている。（収集運搬は許可制、処分は組合施設）

し尿等収集量が減少傾向にある中、平成12年度以来、料金改定を行わずにいたが、事業者からの要望を踏まえ、適正かつ安定的な収集運搬体制を確保し、事業継続を図るため、令和4年10月からし尿等処理料金の引上げを行うこととなったものである。

また、令和4年10月からのし尿等処理料金については、引上げ幅が現行料金と比較し、事業者ごとに10リットル当たり51.7円～73.7円増（約63%～89%増）と大きくなっていることから、組合においては、利用者の家計負担の増加を緩和するため、令和5年度までの期間において2段階の激変緩和措置を講じようとするものである。

今般、組合議会で激変緩和措置に係る予算議案が議決されたことから、報告するものである。

2 これまでの経過

令和3年9月～令和4年3月 事業者との協議

令和4年4月 組合への事務移管

4月～9月 盛岡市し尿等収集運搬事業継続助成金の交付

5月17日 令和4年度第1回組合し尿等収集運搬料金基準額検討委員会（諮問）

6月9日 令和4年度第2回組合し尿等収集運搬料金基準額検討委員会（答申）

6月29日 事業者からの「令和4年10月からのし尿等処理料金」に係る決定通知

7月21日 「し尿等処理料金」及び「激変緩和措置」について、組合全員協議会で説明。組合議会で、予算議案について議決

3 組合の料金の考え方及び新料金

し尿等処理料金については、し尿等収集運搬の公共性に鑑み、令和4年4月の組合への事務移管前においては、盛岡市では要綱で、滝沢市及び雫石町では条例で料金を定めてきた。

組合では、許可制の下での原則に従い、事業者が新料金を決定する方針を示したが、し尿等収集運搬の公共性に加え、料金改定が利用者の家計負担に影響を及ぼすことを踏まえ、許可制の下であっても、組合が事業者による新料金の決定に関与することが必要であると判断し、学識経験者等から構成するし尿等収集運搬料金基準額検討委員会（以下「委員会」という。）を設置したものである。委員会では、平成12年度以降の人件費や原材料費の上昇に加え、昨今の燃料費の高騰等を踏まえた料金（以下「料金基準額」という。）の検討を行い、料金基準額を事業者に提示することにより、新料金の決定に一定の関与を図ってきたものである。

事業者は、組合から提示された料金基準額を参考にするとともに、各事業者の経営実態等を踏まえ、次のとおり新料金を決定したものである。

現行料金	料金基準額	地域*	新料金
82.5円/10ℓ	121.0円/10ℓ	A	134.2円/10ℓ
		B	145.2円/10ℓ
		C・D	156.2円/10ℓ

※地域については、P4「し尿等収集区域図」参照

4 影響を受ける世帯及び人口

	世帯	人口
A地域	3,673	7,503
B地域	2,574	5,257
C地域	1,896	4,202
D地域	2,096	4,644
合計	10,239	21,606

※令和3年度し尿等収集運搬量実績を基に、事業者別の世帯及び人口を推計したもの

5 激変緩和措置等

(1) 激変緩和措置の内容及び利用者への影響額

組合では、事業者に対し補助金を交付することで、利用者に対する激変緩和措置を行うものとしている。激変緩和措置は、2段階で行うものとし、令和4年10月から令和5年3月までの期間は25.3円/10ℓ、令和5年4月から令和6年3月までの期間は12.1円/10ℓの公費負担を行うことにより、利用者の家計負担の増加を緩和する措置を講じようとするものである。

激変緩和措置によるし尿等処理料金及び利用者への影響は、次のとおりである。

	地域	現行	緩和措置①	緩和措置②	新料金
		～令和4年9月	令和4年10月 ～令和5年3月	令和5年4月 ～令和6年3月	令和6年4月～
10リットル 当たりの し尿等処理料金	A	82.5円/10ℓ	108.9円/10ℓ	122.1円/10ℓ	134.2円/10ℓ
	B		119.9円/10ℓ	133.1円/10ℓ	145.2円/10ℓ
	C・D		130.9円/10ℓ	144.1円/10ℓ	156.2円/10ℓ
1世帯当たりの 年間利用者負担 (対前回比)	A	15,126円 (-)	*19,966円 (4,840円)	22,386円 (2,420円)	24,605円 (2,219円)
	B		*21,983円 (6,857円)	24,403円 (2,420円)	26,622円 (2,219円)
	C・D		*24,000円 (8,874円)	26,420円 (2,420円)	28,639円 (2,219円)

※緩和措置①の年間利用者負担(対前回比)は、1年間当たりに換算した金額

(2) 予算

組合による事業者への補助金交付の財源については、市が負担金として組合に支出することとしており、令和4年9月市議会定例会に組合負担金に係る補正予算議案を上程することとしている。

(3) 市民への周知

- ア 広報もりおか8月15日号、市ホームページへの掲載
- イ 組合ホームページへの掲載及び事業者による周知

6 今後の予定

令和4年9月1日	市議会に組合負担金の補正予算議案を上程
10月1日	新料金適用（緩和措置①の料金適用）
令和5年4月1日	〃（緩和措置②の料金適用）
令和6年4月1日	新料金完全適用

【参考】

世帯及び人口の推移（盛岡地区衛生処理組合管内）

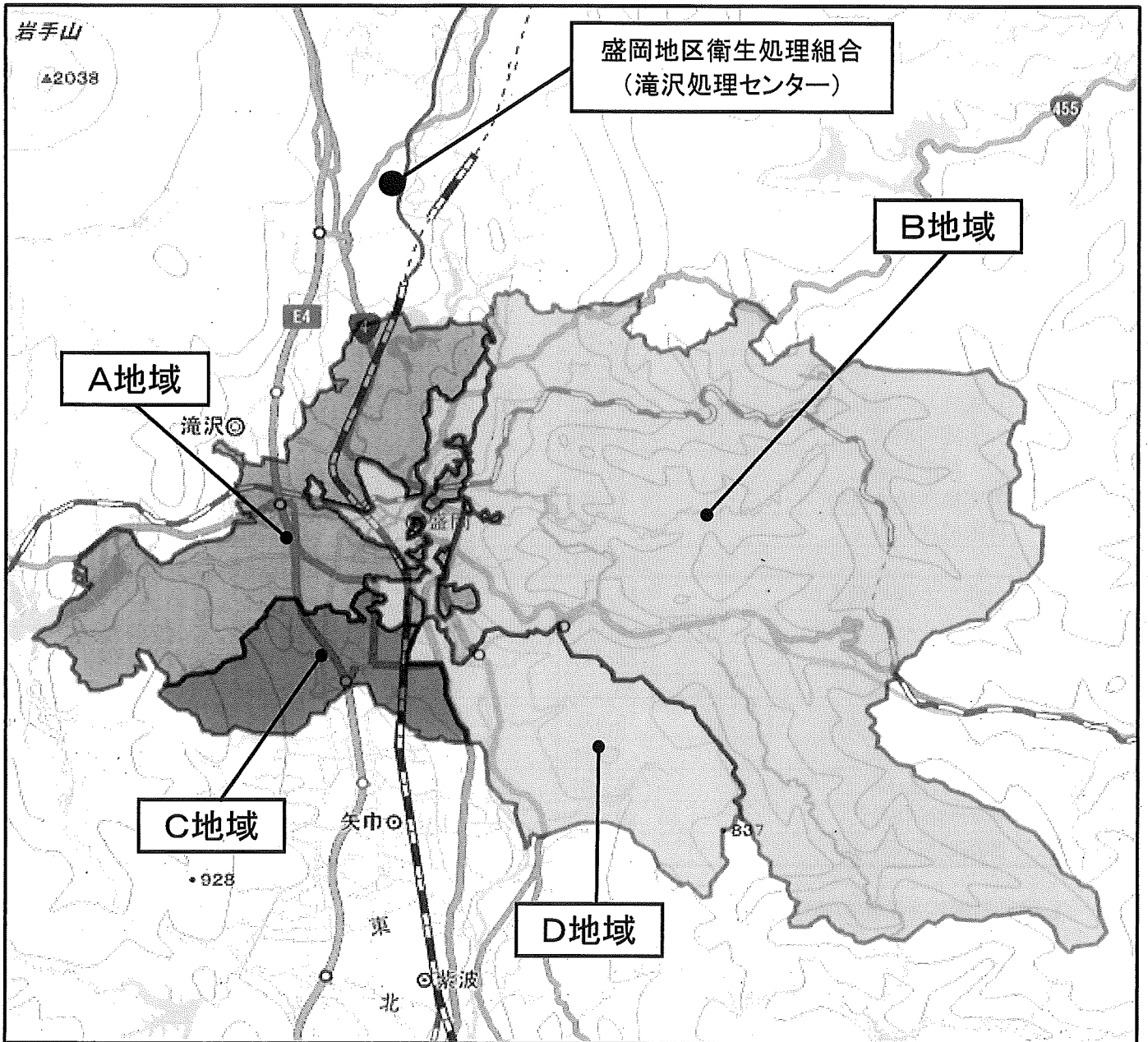
	平成12年度 …①	令和3年度 …②	増減 ②-①	増減率 (②-①)/①
世帯	113,738	132,844	19,106	16.8%
公共下水道処理世帯	91,288	120,724	29,436	32.2%
し尿等くみ取り世帯	20,922	10,239	△10,683	△51.1%
盛岡地域	13,894	6,247	△7,647	△55.0%
都南地域	7,028	3,992	△3,036	△43.2%
農業集落排水世帯	1,284	1,881	597	46.5%
自家処理世帯	244	0	△244	△100.0%
人口	283,051	272,878	△10,173	△3.6%
公共下水道処理人口	218,887	245,677	26,790	12.2%
し尿等くみ取り人口	58,308	21,606	△36,702	△62.9%
盛岡地域	38,116	12,760	△25,356	△66.5%
都南地域	20,192	8,846	△11,346	△56.2%
農業集落排水人口	5,180	5,595	415	8.0%
自家処理人口	676	0	△676	△100.0%
し尿等処理量(kℓ)	46,447	19,641	△26,806	△57.7%
盛岡地域(kℓ)	29,112	11,100	△18,012	△61.9%
都南地域(kℓ)	17,335	8,541	△8,794	△50.7%

し尿等処理料金改定の推移（平成12年度以降）

○盛岡地域			
	処理料金(税込)	収集運搬料金(税込)	処理場使用料(税込)
H12.4.1	10ℓにつき 78.81円	10ℓにつき 76.65円	10ℓにつき 2.10円
H26.4.1 [※]	10ℓにつき 81.00円	10ℓにつき 78.84円	10ℓにつき 2.16円
R1.10.1 [※]	10ℓにつき 82.50円	10ℓにつき 80.30円	10ℓにつき 2.20円
○都南地域			
	処理料金(税込)	収集運搬料金(税込)	処理場使用料(税込)
H26.4.1 [※]	18ℓにつき 99.00円 (10ℓにつき 55.00円)	—	180ℓにつき 53.55円 (10ℓにつき 2.975円)
H30.4.1	10ℓにつき 64.80円	10ℓにつき 62.64円	10ℓにつき 2.16円
H31.4.1	10ℓにつき 72.36円	10ℓにつき 70.20円	10ℓにつき 2.16円
R1.10.1 [※]	10ℓにつき 73.70円	10ℓにつき 71.50円	10ℓにつき 2.20円
R2.4.1	10ℓにつき 82.50円	10ℓにつき 80.30円	10ℓにつき 2.20円

(※) は消費税増税に合わせて見直しを行ったもの

〇し尿等収集区域図



※国土地理院地図を加工して作成